

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成27年12月13日 20時45分ごろ
発生場所	石川県金沢港 金沢港西防波堤灯台から真方位183° 160m付近 （概位 北緯36° 38.5′ 東経136° 36.0′）
事故の概要	漁船平昌丸は、東進中、防波堤に衝突した。 平昌丸は、乗組員2人が負傷し、船首部の破損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月3日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 平昌丸、19トン IK2-5720（漁船登録番号）、有限会社鳥井漁業部 第244-21398号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（乗組員）
損傷	本船 船首部に破損、右舷外板に擦過傷 防波堤 擦過痕
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 不良 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が、単独の当直につき、コード付き遠隔操縦装置により自動操舵として金沢港西方沖を東進した。 船長は、金沢港西防波堤（以下「西防波堤」という。）北端を約100m離して右転し、遠隔操縦装置を手に持って西防波堤に沿う180度の針路に設定して約10ノットの対地速力で進行し、沖合を航行中に崩れた荷物を整理しようと同装置をテーブルに置き、船尾方を向いて整理を始めた。 船長は、荷物整理をしているとき、衝撃で本船船首が西防波堤と衝突したことに気付いた。 船長は、遠隔操縦装置をテーブルに置いたとき、針路の設定が変わったと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、航行中に崩れた荷物を整理しようと同装置をテーブルに置き、船尾方を向いて整理を始め、見張りを行っていなかったことから、西防波堤に向かう態勢となったことに気付かずに航行し、西防波堤に衝突したものと考えられる。 遠隔操縦装置をテーブルに置いたとき、針路の設定が変わった可能性があると考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、夜間、金沢港において、船長が、見張りを行っていなかったため、本船が西防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、常時見張りを適切に行うこと。</li><li>・コード付き遠隔操縦装置は、慎重に取り扱うことが望ましい。</li></ul>